

## 第9回『北海道外アイヌの生活実態調査部会』議事概要

日 時：平成23年5月30日（月）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎四号館 全省庁共用 1214 特別会議室

出席者：委 員：常本部会長ほか全委員出席

事務局：青木審議官、内閣参事官ほか

傍 聴：内閣府、財務省、文科省、文化庁、厚労省、国交省

議 事：

### 1 調査結果の取りまとめについて

#### (1) 主な意見

##### ① 「はじめに」から「調査の結果」の最初の部分まで

- 「調査の概要」、「総括」、「調査項目」のアイヌ文化について、調査項目のアイヌ文化が狭義のアイヌ文化を示しているが、概要、総括、調査項目の文化の定義が混在している。「アイヌ文化」と「アイヌの文化」など用語の統一を図られたい。
- 今回の調査に関しては、事のよし悪しは別として、いわゆる狭い意味での文化を扱っていることは文脈から明らかだと思われるので、このままでも良いのではないか。用語の統一については再度確認の上、必要があれば修正したい。

##### ② 「調査の結果」全般について

- 若い年齢層（29歳以下）における「これまで通った学校」の高等学校の進学率について、「まとめ」の箇所には大学の進学率のみしか記載されていない。ここで示されている高等学校の進学率は注目すべき点なので明記すべきではないか。
- 進学率については、育英資金の関係で北海道で卒業してから道外に出たことで、回答が高等学校卒や大学卒になっている現実もあるのではないか。本州においては生活保護世帯で高校進学すら無理ということもあるのではないか。
- 北海道には修学奨励費などの対策があるが、道外にはないので、委員が指摘されたことと併せて進学率が低いと言う認識。だから施策が必要という意味では顕著な数字だと思う。
- 高等学校と大学の進学率の差について考えられるのは、北海道は郡部で大学となると都市部となるが、関東域であれば近隣で自宅から進学することができる。それが進学率の差につながっているのではないか。
- 高等学校の進学率についてパーセント（割合）しか記載されていないため、記載するかどうかは実数を確認してから判断すべきではないか。
- 東京都の人権相談員について、東京都には制度があるので対策は必要ないと判断されても困る。「道外ではアイヌの相談員制度は存在していない」でよいのではないか。
- 北海道が生活相談員、職業相談員、教育相談員を何十年も設置している意味を考えてもらう。東京都には人権相談員だけがいるということを、北海道との比較として明記した方が良い。
- 東京都の人権相談員の記載について、東京都へのアピールという観点からは削除しない方が良い。
- 東京都に人権相談員という制度があることは記載して、その前後の修正を検討すべきではないか。
- 「アイヌ教育相談員」の説明で、設置しているのは北海道庁とあるが、北海道教育委員会ではないか。

### ③「まとめ」について

- 調査結果のさまざまな比較について、例えば北海道の中での調査とは一般かアイヌか、北海道や全国とはアイヌのことか一般のことか、何と比較しているのかわかりづらいのではないかな。
- 今回の調査を本調査としているので、北海道は一般の調査なのかアイヌの調査なのか明確にすべき。
- 「まとめ」の冒頭に、北海道とは北海道のアイヌの実態調査をさす、全国は全国一般の調査を示す、と明確に定義してはどうか。
- 有識者懇談会の報告書、昨年の人種差別撤廃委員会において内閣官房から、実態調査をもって立法措置に結び付けるとの発言もあり、大事な視点として明記してほしい。
- 「まとめ」の最後「先住民族政策という視点からの検討」で立法措置について触れるべきではないか。
- 立法措置については、有識者懇談会の報告書では前段で触れており、それを踏まえて調査の実施がなされたことから加筆すべきではないか。
- 立法措置の記載について、部会の前提となっている有識者懇談会では立法の必要性について記載され、さらに政策を全国展開する前提として実態調査せよとなっており、立法措置が必要という考え方がある。一方、ここで示唆している政策分野について必ずしも立法が必要ではないものもあるため立法には触れていないが、心構えとして明記すべきという判断もあると思う。記載するなら「必要な場合は法的措置も含めた検討」という感じが。
- 初めての調査で理解を得るのが非常に大変だった。北海道では7年に一度調査している。この調査も今回を第1回として引き続き調査すべき。
- 調査継続については、部会として、その必要性の認識は記載できるのではないかな。
- 「先住民の権利に関する国際連合宣言」46条の6か条の権利宣言は、この報告書に記載されている教育・生活・就労・アイヌ語の伝承などが書かれている。この権利宣言の国内実施が重要であり、冒頭に国連宣言を記載されているので、最後にも記載されるよう検討されたい。
- 「アイヌ文化を尊重し…成功するなら…日本の地位をさらに高める」について、「成功するなら」を前向きな表現にすべきではないか。
- 「成功するなら」は、成功させなければいけないので、「成功させることにより」など前向きな表現に修正してはどうか。
- 「差別の有無」について、一般的にアイヌのことが知られていないから差別を受けていないと読め、アイヌのことが知られれば差別を受けるとも読めるため不適當ではないか。
- 今回の調査の数値だけを見ると差別を受けた者が想定よりも少ないと単純に思われる可能性があり、数値の読み方を正確に伝えることが大事ではないか。
- 「総括」について、「アイヌの人々から調査への協力をいただくことに難渋した…」の「難渋」の表現は適当か。
- 「難渋」については一読したときは違和感があったが、これが現実。「難渋」という言葉に尽きる。
- 「難渋」が、あとの「アイヌとして誇りを持って生きることが容易ではない」という文言に掛かっている、「難渋」に代わる言葉はなかなかない。
- 「アイヌとしての意識を持っている人が、その理由は一様ではないにせよ…」の「その理由は一様ではないにせよ」は不要ではないか。
- 「意識を持っている人が、その理由は一様でないにせよ…」については、意識を持っているというのは積極と消極の両方があり、単に意識を持っているとすると文脈として積極的な意識が強調され、消極的な意識が消されてしまう。積極、消極の両面があることを示すため、このようなバッファを入れて良いのではないかな。
- 「アイヌ文化の復興に礎」について、文化のみの復興で終わるのではなく、人（アイヌ）の礎

になるような記載にしてほしい。

○報告書で復興させるべきとされているのは人も含めた広い意味での文化であるが、読む立場として抵抗があるという指摘に配慮して、再度検討すべきではないか。

## (2) 合意事項

- ・報告書について、委員の意見を踏まえた修正について部会長に一任。
- ・政策対象者の認定に関する資料について、報告書の記載に併せた修正について部会長に一任。

## 2 その他

部会長より部会の審議終了について挨拶

(了)